CAP改革の施策と要因の変遷

――1992年改革からヘルスチェックまで――

主任研究員　平澤明彦

〔要　　旨〕

1　EUの共通農業政策(CAP)は1992年以来，相次ぐ改革の途上にある。改革の課題は時期を追って過剰生産から通商交渉や，EU拡大，また環境保護など市民社会の関心事項へと移ってきた。

2　92年改革は市場支持から直接支払いへの転換(単収のデカップリング)を開始した。農家の所得を補償しながら農産物価格を引き下げて需要を喚起し，輸出補助金を削減してGATT交渉の妥結を実現し，義務的休耕によって生産過剰を抑えた。

3　99年のアジェンダ2000改革は同様の方法をさらに広く適用し，国際競争力を強化して中東欧加盟およびWTO交渉への対応を図った。また，直接支払いの制度にクロスコンプライアンス(環境規制)と自発的モジュレーション(農村振興政策への財源移転)を導入した。さらにCAPの第２の柱として農村振興政策を確立し，中東欧の加盟予定国にSAPARDを適用した。

4　03年改革(中間見直し)は直接支払いに単一支払い(生産のデカップリング)を導入して緑の政策への転換を開始し，中東欧諸国への直接支払い(単一面積支払い)を開始した。また，クロスコンプライアンスの範囲を拡大し，モジュレーションを義務化した。続いて04年以降に地中海産品や砂糖の改革が，05年には農村振興政策のプログラム形成・管理にかかる改革がなされた。

5　08年のヘルスチェックは単一支払いの適用を全般化し，義務的モジュレーションの拡大と累進化(高額受給者の減額)を行った。また，農産物の国際価格高騰を背景に，義務的休耕や牛乳割当の廃止をはじめ，市場政策を縮小した。基本的な性格はこれまでの改革の徹底であるが，累進的モジュレーションは92年改革以来の提案が実現したものである。さらに農村振興政策の枠内で，気候変動などの課題に応えるため新しい挑戦分野を設定した。

6　これまでの改革は一定の方向を持って漸進的に進められており，次期改革も少なからず同じ傾向を持つと思われる。すなわち市場支持から直接支払いへ，市場支持の手法はより市場指向的なものへ，直接支払いは単一支払いへ，農村振興政策への財源移転，農村振興政策の多様化と統合，である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　CAPの概要と課題
⑴　CAPの構成
⑵　CAPの成立と目的
⑶　改革の推進力
2　92年改革
⑴　改革の背景
⑵　改革の内容
3　99年改革(アジェンダ2000)
⑴　改革の背景
⑵　改革の内容
4　03年改革
⑴　改革の背景
⑵　改革の内容
⑶　農村振興政策の改革(05年)
5　ヘルスチェック
⑴　改革の背景
⑵　改革の内容
⑶　ヘルスチェックの位置づけ
まとめ
⑴　改革の要因と考え方
⑵　CAP改革の特徴

はじめに

EUの共通農業政策（CAP）は，日本にとって先進国の農業政策として貴重な事例である。EUの農業構造は米国などの新大陸国よりも日本に比較的近いことから，CAPは日本の農業政策形成においてもしばしば参照されており，その動向と文脈を把握することは重要である。（注1）

CAPは1992年以来，相次ぐ改革の途上にある。最近では2003年改革への対応を終え，08年に決定された改革「ヘルスチェック」に基づく施策が本09年から順次実施されている。さらに次には，2014年以降の政策を定めるおそらくは大きな改革へ向けた議論が控えている。

一連の改革についてはその都度，わが国においても紹介がなされてきた。（注2）しかしこれまでの改革の流れについて，改革当初から最近までの期間を対象に要点を整理した例はあまりないようである。

本稿は，92年改革からヘルスチェックまでの改革についてその背景と主な施策（とくに市場・所得支持政策）の変遷を辿り，現在の改革の方向を位置づける。

また，CAP改革のおもな要因のうち，今後の改革にとって重要と思われるEU拡大については，中東欧諸国・南欧諸国・それ以外の加盟国の特徴についてデータを示して説明する。

なお，本稿を踏まえて，今後のCAP改革の展望について別途執筆の予定である。

（注1）本稿では，EU設立前のEECやECも含めて「EU」と呼ぶ。
（注2）例えば，是永らによる一連の報告がある（http://www.maff.go.jp/kaigai/index.htm）。

1　CAPの概要と課題

⑴　CAPの構成

現在のCAPは２つの「柱」に分けられている。第１の柱は市場・所得支持政策で

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第1図　EUの加盟国と加盟年次

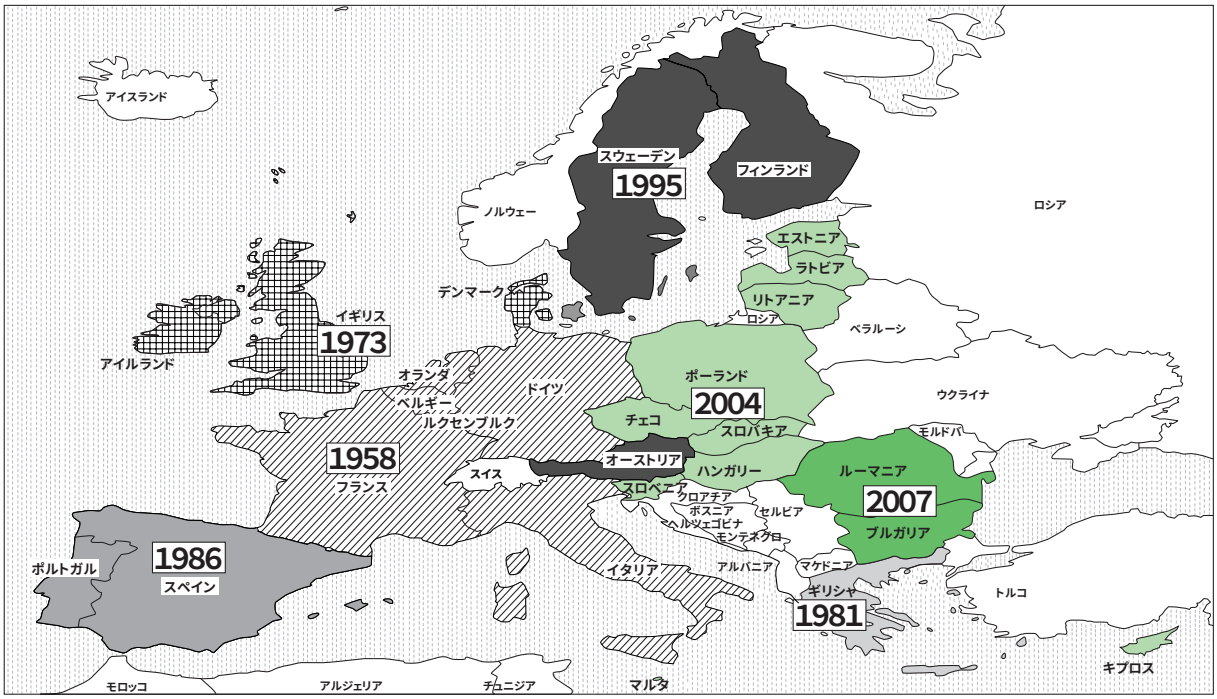

（注）　網掛けのある国が加盟国。図中の数字と地図の色分けは加盟年次を表わす。

あり，市場支持（価格支持，輸入関税，輸出払戻金（注３））と直接支払いからなる。財源はEUのCAP財政による。第２の柱は農村振興政策であり，構造改善，条件不利地対策，農林業環境政策，動物福祉，地域振興などからなる。各国・地方のニーズを満たすため各国がプログラムを作成し，予算も一部負担（共同拠出）する。これらのうち，市場支持はCAP当初からの政策であり，直接支払いは92年改革から本格化し，農村振興政策は新旧の諸政策が99年改革の際に統合されて成立した。

（注３） 輸出補助金の一種であり，金額は内外価格差に対応している。

⑵　CAPの成立と目的

CAPの法的根拠は1957年のEEC設立条約（ローマ条約）にある。これを受けた58年のストレーザ会議において，CAPの基本原則（農産物の単一価格，域内産品の優先，共通財政）が決定された。60年には欧州委員会により，市場支持政策の各種施策を備えた品目別市場組織が提案された（是永[1994]）。さらに62年以降，主要農産物に関する品目別の共通市場規則が順次制定され，62/63年から輸出払戻金，67/68年から穀物や豚肉の共通価格が実施に移された。この段階までにローマ条約から10年が経過していた。それ以前に存在した各国の農業政策を統合していくには，多くの交渉と時間を要したのである。

CAPの目的とその考慮事項はローマ条約の39条（注４）によって定められた。すなわちその目的（同条の１）は（ａ）農業生産性の向上（特に労働生産性），（ｂ）農村の公正な生活水準確保（特に農業従事者の所得増大），（ｃ）市場の安定，（ｄ）供給の保証，（ｅ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

妥当な消費者価格，であり，考慮事項（同条の２）は（ａ）農業の社会的構造（「家族農場」[注5]を意味する）および地域格差，（ｂ）漸進的で適切な調整，（ｃ）加盟国の農業と経済全体との密接なつながり，である。

これらの目的は，当時における食料自給への指向および農業と他部門の所得格差是正への指向を反映している。その背景には，第二次世界大戦時から終戦直後の食料不足や，外貨不足，戦後の冷戦などがあった（フェネル[1999，pp.13-17，pp.33-34]）。

こうして成立したCAPを，より市場指向的かつ農業の多面的機能を配慮したものにすることがその後の改革の課題となった。

（注４）現行のＥＣ設立条約第33条。
（注５）フェネル（1999，p.30）。

⑶　改革の推進力

CAP改革を促してきた主な要因は①生産過剰，②対外通商交渉，③加盟国の拡大，そして④環境問題など市民社会からの農業に対する関心の高まりである。各要因の重要性は次のように変化してきた。

生産過剰は92年改革の最大の要因となった。CAPによる高水準の価格支持は，戦後における農業生産技術の革新と相まって大規模な生産過剰を引き起こした。その処理にかかるCAPの財政負担が高まる一方，補助金つき輸出の増大は国際市場において，主要な農産物輸出国である米国との貿易摩擦を起こし，GATTウルグアイ・ラウンドにおける農業交渉の焦点となった。

また通商交渉は，輸出補助金以外にも，GATT／WTOにおける国内農業支持削減の交渉を通じて，市場・所得支持政策の変容を促進した。03年の改革以降は，あらかじめ農業政策の変更によって交渉における立場を優位にする傾向が強くなっている。

さらに加盟国の拡大によって域内の農業が多様化するとともに地域間格差も拡大し，必要とされる政策や，加盟国間の財政負担が変化していった。99年以降の改革は04年と07年における中東欧諸国[注6]の加盟に大きな影響を受けている。

そして環境問題や食品の質，動物福祉など農業の生産性以外の側面に対する市民社会からの関心の高まりは，生活水準の向上と，CAPの下での生産性追及による歪み等からきたものである。経済や労働人口に占める農業の割合が低下するにつれて，こうした要素への配慮が重要性を増してきた。

（注６）地中海の島嶼国２カ国を含む。

２　92年改革

92年の改革（当時の農業担当欧州委員の名前からマクシャリー改革とも呼ばれる）は，市場支持から直接支払いへの方向転換を行い，今日に至る農政改革の基本路線を敷いた画期的な改革であった。

⑴　改革の背景

この改革の背景となった最大の要因は生産過剰であった。CAPによる支持価格と無制限の介入買入の下では農業者の増産意欲が刺激されて，穀物の単収や乳牛一頭当たり搾乳量などの物的生産性は急速に上昇

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

し，EUは農産物の輸入地域から輸出地域へと転じた。CAPの目的はある程度果たされたのである。

しかし余剰生産を吸収するために介入在庫と輸出補助金が拡大し，財政の逼迫をきたした。当時のEU財政に占めるCAPの割合は80年で７割，90年においてもなお６割と大きく，財政問題の解決にはCAPの改革が必要であった。

生産を抑制するため，77年に共同責任課徴金，82年から保証限度の設定による支持価格の抑制が導入された。さらに直接的な生産制限の手段として，84年に生乳の生産割当制度（牛乳割当），88年に休耕（セットアサイド）の奨励措置が導入された。しかしこれらの措置は，理事会の政治決定に阻まれたこともあり，生産過剰を解決するに足る水準には設定されなかった（フェネル［1999年，pp.220-224］）。

また，国際通商交渉では，米国との間で相互に輸出補助金を削減することが望まれた。しかし補助金つきの輸出は過剰農産物の処理に用いられており，可変輸入課徴金とともに割高な域内価格を維持する役割を果たしていた。このように農産物貿易政策と域内市場支持は一体化していたため，対外交渉における譲歩は国内支持の変更，特に域内価格の引下げを必要とした。

その他の要因としては，80年代における南欧３カ国の加盟によって地域間格差が拡大したことや，大規模経営への補助金集中，他産業との所得格差，生産の集約化による環境問題などがあった。

(2)　改革の内容

改革のおもな対象となった穀物についての基本的な考え方は，域内共通価格を国際市場価格にある程度近い水準へと引き下げ，農家の損失はCAP財政からの直接支払い（直接所得補償）により全面的に補てんする，ただし直接所得補償の受給者には義務的休耕を課すというものであった。これによって，過剰問題とGATT交渉の両方に対処できると期待された。穀物以外では，穀物の値下げにより飼料費用の低下が予想された牛肉についても，介入価格が引き下げられた。

生産過剰のおもな対策は義務的休耕であった。休耕に参加する農家のインセンティブは，休耕と直接所得補償の結びつきによって高められた。

この直接所得補償の支払い水準は，過去の生産実績により固定された。対象面積は89～91年の作付（補助金つき休耕を含む），面積単価は86/87～90/91年における単収に基づき固定されて[注7]，単収の上昇傾向から切り離された（単収のデカップリング）。以後，直接支払いへの移行が進むとともに，単収引上げのインセンティブは縮小した。

一方で従来の価格支持の制度は価格水準を引き下げた上で維持され，直接所得補償とともに安定的な農業収入を提供した。

価格水準の引下げにより内外価格差が縮小した結果，域内においては飼料需要が拡大し，生産の抑制と相まって需給バランスが改善した。また対外交渉においては輸出補助金の削減と，可変課徴金の関税化[注8]，関

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

税率の引下げが可能となった。これにより93年にウルグアイ・ラウンド農業交渉の妥結が実現した。EUは米国から妥協を引き出し，直接所得補償を当面削減の必要がない青の政策とすることに成功した。

CAPの財政支出は直接所得補償によって短期的には拡大した。消費者が高い価格によって負担していた農家の所得を，直接支払いで補償したためである。これは値下がりが消費者の利益になるとして正当化された。また，直接支払いの金額は生産量によって変化せず，輸出補助金は減少したため，その後の財政支出は改革以前の急拡大が抑制された。この改革は，CAPの農業保護が消費者負担から財政負担へと転換する大きな一歩となった。CAP財政は直接支払いが中心となっていった。

欧州委員会は改革の構想段階では強力な農村振興政策の必要性や，大規模経営への補助金削減を訴えた。(注9) こうしたアイディアは以降の改革に受け継がれていったが，92年改革において実現したのは早期退職年金の強化，農地の植林，環境保護と農村景観維持のための措置であった。

（注７） 理事会規則1765/92の２条および３条。

（注８） 内外価格差に応じて伸縮的であった課徴金を定率ないし定額の輸入関税に変更した。

（注９） 91年第100号文書（通称マクシャリー・プラン）は，直接所得補償は農場の規模，所得，地方の事情などに応じて調整され，特に農場の面積がある水準を上回る場合の補償額は損失額の100%ではなく，逓減的に設定されるべきであるとした（COM（91）100，pp.12-13）。この「モジュレーション」はマクシャリー・プランが予想した（同p.16）とおり強い反発を受け，結局実現しなかった。

３　99年改革（アジェンダ2000）

99年の改革は，92年改革をさらに進めつつ，中東欧諸国の加盟に向けた対応に着手した。改革の主眼は生産過剰からEU拡大，競争力強化へと変化した。また，CAPの第２の柱として農村振興政策が確立された。

(1)　改革の背景

a　アジェンダ2000

99年改革は「アジェンダ2000」に沿って行われた。アジェンダ2000（Commission［1997］）は，中東欧諸国の加盟およびEUの対応に関する欧州委員会の見解をまとめた文書であり，CAP改革の提案および00～06年のEU多年度財政枠組みを含んでいる。

この文書では，92年改革の成果として穀物や牛肉部門における需給バランスの改善と公的在庫の減少が挙げられた。その上でCAPの目標として第一に掲げられたのは，さらなる改革で競争力を高めることによって，新規加盟国の段階的統合を可能にするとともに，将来のWTO交渉へ向けてEUの立場を強めることであった。さらに食品の安全性と質，農村の生活水準と農業所得，環境問題，所得の多様化と雇用も挙げられた。生産過剰に代わってEU拡大への対応が，WTO対応と並んで改革のおもな目的となったのである。

b　穀物の需給バランス改善

一連の改革による穀物需給の変化をみる

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ため，原加盟国のうちデータを利用可能な独仏伊３カ国の合計値により1965～2007年の長期推移をみたのが第２図である。改革前の70年代半ばから90年代前半にかけては，純輸出が増大し，同時に飼料向け穀物に占める域内産の割合も拡大(注10)した。しかし，その一方で飼料向けの穀物需要は停滞していた。飼料需要が価格の高い域内穀物から，東南アジア産のタピオカなどへとシフトしたためである。それに対して改革開始後の90年代半ば以降は，純輸出が頭打ちとなり，その一方で飼料向けの利用が拡大した。改革の意図どおり，価格の引下げにより内需への転換に成功したと言えよう。

中東欧の加盟予定国（当時）についてみれば，これらの国における農業生産は，経済移行後の混乱により減退しており，少なくとも当面は大きな供給圧力とはならない状況にあった。例えば小麦の単収は３割程度低下し，その後は既往加盟国の半分強にとどまっている（第３図）。こうした作物の単収低下は，農業の経済状態悪化による肥料など各種投入の減少（投入に対する補助金の廃止も寄与）や，移行期の全般的な混乱，灌漑システムの機能不全などによるものであった（DG VI［1998e，p.42］）。また牛の飼養頭数は移行前のピークと比較してボトムまでに６割，同じく豚は４割減少した（第４図）。これは生活水準の低下による国内消費の減少，競争力の低さ（生産コスト，品質など），資本不足，EUの規制（衛生など），飼料供給難などによるものであった（DG VI［1998a, b, c, d］）。

ただしこうした状況は，中東欧における潜在的な生産力の大きさも意味している。これらの国の農産物価格はEUを下回っており，CAPはさらに改革を進めて価格差を縮小する必要があった。

第２図　穀物の需要内訳推移
（65～07年，独仏伊3カ国合計）

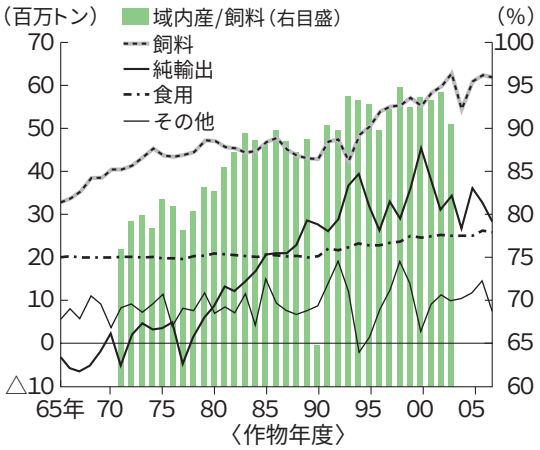

資料　Cereals balance sheetのデータにより算出，作成
（注）1　純輸出＝輸出－輸入（域内貿易を含む）。
2　「域内産/飼料」は71～03年。
3　90年までは旧東独を含まない。
4　90年における「域内産/飼料」の落ち込み（ドイツの域内産飼料による）は原データのまま。

第３図　小麦単収の推移
（61～07年，既往加盟国と新規加盟国）

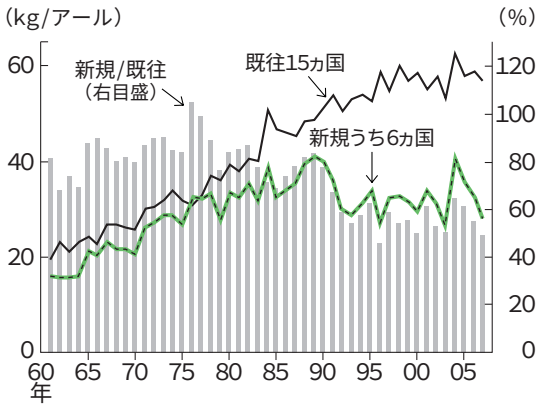

資料　FAOSTAT（ProdSTAT）のデータに基づき過去に遡り集計，作成
（注）「新規うち6ヵ国」は，新規加盟国12ヵ国のうちデータを利用可能な6カ国（キプロス，ハンガリー，マルタ，ポーランド，ブルガリア，ルーマニア）の集計値。これらの国は新規加盟国の生産の大部分を占めており，また93年以降の推移を別途確認したところ，水準・推移とも新規加盟国全体の集計値と同様である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第4図　家畜飼養頭数の推移
（61～07年，既往加盟国と新規加盟国）

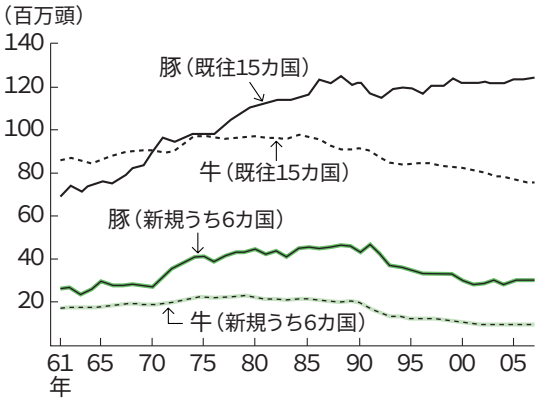

資料　第3図に同じ
（注）　第3図に同じ。

第5図　農業経営数の類型別構成比
（2007年，加盟年順）

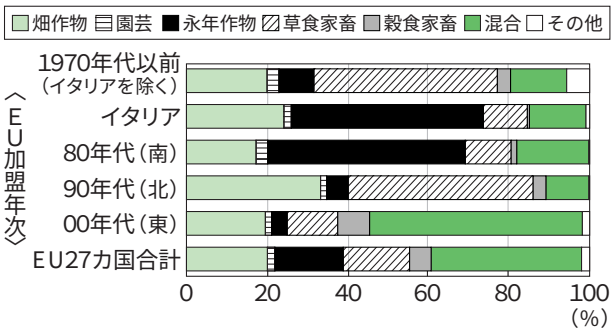

資料　EUROSTATのデータにより集計，作成
（注）　ブルガリアとギリシャのみ05年。

第6図　農業経営数の加盟国別内訳
（07年，加盟年順）

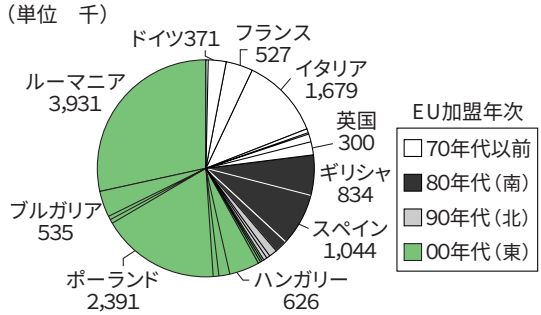

資料　EUROSTATのデータより作成
（注）　第5図と同じ。

c　EU拡大に伴う多様化と地域間格差

EUの拡大とともに農業経営数や経営の類型別・規模別構成(注11)は大幅に変化してきた。まず70年代までの加盟国は酪農など草食家畜経営が中心であった。その中で南欧の国イタリアだけは，永年作物経営（オリーブ，ワイン用ブドウ，柑橘類など）が中心であり（第５図），経営面積規模が小さく，また農業経営数が１国で当時の加盟国全体の過半を占めるほど多い（2007年時点。第６図）という特徴を有していた。

やがて80年代には，イタリアと同様の特徴を持つ南欧の３カ国が加わった。その結果，域内の農業経営数に占める南欧諸国や小規模経営，永年作物経営の割合は大きなものとなった。相対的に所得水準の低い南欧諸国はCAPにおける受益国となり，既往加盟国と同水準の農業保護が適用され，社会構造政策が実施された。

次に90年代に加盟した３カ国のうち北欧のフィンランドとスウェーデン（および既往加盟国のデンマーク）は，畑作物経営が中心である点は他の加盟国と異なっていたものの，経営数が少ないためにEU全体の構成にはあまり影響がなかった。

2000年代に入って加盟した中東欧諸国（12カ国）は，低所得，農業経営数の多さ，零細経営といった点で，南欧と似た特徴を有しつつ，しかしその程度においては南欧を大きく上回っていた。そのうえ国の数も多いことから，その加盟はEUの農業構造を相当に変化させ，CAP財政にも多大な影響を与えると予想された。

中東欧12カ国の農業経営数はEU全体の６割近くを占めており，とくにルーマニアとポーランドは２カ国で46％に達する（第

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

６図)。１経営当たりの平均農用地面積はEUの12.5ha，①既往15カ国のうち南欧以外44.0ha，②南欧４カ国11.8haに対して，③新規12カ国（中東欧）5.9haと小さい（第１表)。しかも生産品目の専門化が進んでおらず，混合型の経営が多い（第５図)。

①～③の３グループ間の比率をごく大まかに言えば, 農業経営数はおよそ１：２：４，農用地面積はおよそ２：１：１であるのに対して，農業部門産出額はおよそ４：２：１である。南欧や中東欧の加盟によってCAPはこうしたおびただしい数の零細経営に対処しなければならなくなった。一方で農業産出など経済の規模でみた影響はむしろ小さい。中東欧への拡大による当面のおもなインパクトは農業構造問題の拡大であったと言えよう。

さらに中東欧諸国ではこうした大多数の零細経営と，社会主義時代の集団農場や国営農場に由来するごく少数の巨大な経営とが並存している。第１表中でみれば100ha以上層の平均規模は481haと，既往加盟国の２倍程度もある。この100ha以上層は，新規加盟国における経営数の0.5%に過ぎないにもかかわらず，農用地面積の41.7%を占めている。中東欧諸国の農業構造はこのように零細経営と巨大経営に二極分化しており，それ以外の中～大規模経営が少ない（第２表)。

中東欧加盟国の農業はそれ以外にも多くの問題を抱えていた。各種インフラが脆弱で，マーケティングや品質，衛生管理に関するノウハウが不足しており，加工・流通部門の競争力は低く，農業者の組織化や，EUの各種基準・規制への適応も課題であった。一方で半自給的な零細経営について，農業構造の変化による失業と貧困への影響が懸念された（Commission ［2002a，p.3］)。そのためこうした経営と農村コミュニティを拙速に破壊しないよう配慮しつつ，共通市場での競争とEUの各種規制に備えて速やかに農業・食品部門の近代化と競争力の

第１表　1経営当たり平均の農用地面積
（07年, 既往加盟国と新規加盟国）

（単位　ha）

		全体	100ha以上層
EU27カ国合計		12.5	262.8
既往15カ国	南欧以外	44.0	212.3
	南欧4カ国	11.8	272.7
新規12カ国（中東欧）		5.9	481.8

資料　EUROSTATのデータにより集計, 作成
（注）　ブルガリアとギリシャのみ05年。「南欧４カ国」はイタリア, ギリシャ, スペイン, ポルトガル。

第２表　経営面積規模別にみた農業経営数および農用地面積の分布
（07年, 既往加盟国と新規加盟国）

		事業体数（千）				農用地面積（百万ha）			
		EU合計	既往15カ国		新規12カ国中東欧	EU合計	既往15カ国		新規12カ国中東欧
			南欧以外	南欧4カ国			南欧以外	南欧4カ国	
合　計		13,715 (100%)	1,804 (100)	3,832 (100)	8,079 (100)	124.5 (100)	79.4 (100)	45.1 (100)	47.6 (100)
農用地面積規模（%）	0	1.8	3.5	0.6	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	2ha未満	46.8	8.8	42.8	57.1	1.4	0.2	3.5	6.7
	2～　5未満	21.9	12.7	24.9	22.5	3.0	1.0	6.7	12.1
	5～ 10未満	11.4	12.4	13.1	10.3	4.1	2.0	7.8	12.1
	10～ 20未満	7.2	15.2	8.3	4.9	6.8	5.1	9.8	11.4
	20～ 30未満	2.9	9.5	3.3	1.3	5.8	5.3	6.7	5.2
	30～ 50未満	2.9	12.6	2.9	0.8	10.5	11.2	9.4	5.2
	50～100未満	2.9	14.7	2.3	0.5	19.9	23.7	13.3	5.6
	100ha以上	2.2	10.7	1.9	0.5	48.5	51.6	42.9	41.7

資料　第1表に同じ
（注）　第1表に同じ。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

強化を図る必要があった。

（注10）加盟国の増加によって新加盟国からの輸入が域内産に転じた可能性もあるが，大幅な純輸出からみてその影響は小さいと思われる。

（注11）以下，農業構造調査による。調査対象となる経営規模の下限は国によって定義内容が異なるため，零細経営について厳密な国際比較はできないが，本稿のような大まかな対比は可能とみなした。

(2) 改革の内容

99年改革は価格支持から直接支払いへのシフトをさらにすすめた。(注12) 新たに酪農が改革の対象となり，乳製品の価格が引き下げられた。穀物の介入価格はさらに引き下げられた一方，直接所得補償は価格引下げの半分に抑えられた。牛肉の介入買入は大幅値下がり時のセーフティーネットに限定され，民間貯蔵助成が導入された。

また，直接所得補償の受給条件として，各国の任意で環境に関する規制が課された（クロスコンプライアンス）。(注13)

農村振興政策がCAPの第２の柱として確立されたことも，この改革の重要な成果であった。構造政策とそこから派生した条件不利地政策，農業環境政策がひとつにまとめられ，所得・市場支持政策（第１の柱）と並立する重要な地位を与えられたのである。プログラムの立案は各国の指定する最も適当な地理的レベルの管轄当局に委ねられ，物理的・財政的指標に基づく監視と，加盟国から欧州委員会への年次進捗報告書の提出などが定められた（理事会規則1257／1999）。また，加盟国の任意で直接支払いからの財源移転（モジュレーション）(注14) が可能となった。

中東欧諸国に対する直接的な対応としては，加盟前支援の一環として，各種の構造改善施策を含む農業・農村振興政策（SAPARD）が導入された。その一方で，今や主要な政策手段となった直接支払いの中東欧諸国への適用については明言されず，(注15) 多年度財政枠にも算入されなかった（Commission［2002a，p.5］）。

（注12）おもに理事会規則1255／1999，1251／1999，1254／1999による。

（注13）理事会規則1259／1999の３条。

（注14）実際の利用は英国など，ごく一部の国に限られた（Agra CAES Consulting［2003］）。

（注15）Commission［1997，p.48］は，加盟候補国の多くにはCAPへの統合に際して移行期間が必要であり，その間は直接所得支持は必要なく，共通市場への完全統合へ向けた準備のため農業・加工産業の構造改善にかかる助成を受けるべきであるとした。

4　03年改革

03年の改革は，直接支払いに単一支払いを導入し，また，中東欧諸国への直接支払いを開始する一方，これまでの改革を進めた。04年以降は地中海産品の改革，05年には農村振興政策の改革も行われた。

(1) 改革の背景

この改革はアジェンダ2000の「中間見直し」であり，その目的はアジェンダ2000のそれと基本的に同様であるが，加えてCAPの簡素化，欧州委員会と加盟国の責任分担，公衆が農業に期待するサービス（環境保護などの多面的機能）の供給を通じた農業支持の正当化が挙げられた。また目的の第一

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

である競争力の強化については，市場介入をセーフティーネットに限定して市場のシグナルに対する農業者の反応を促進するとされた（Commission［2002b，p.2］）。

03年には，中東欧諸国のうち10カ国の加盟を翌04年に控えており，新規加盟国のCAPへの参加，特に直接支払いについて最終的な準備が必要となっていた。

対外的にはWTOのドーハラウンド交渉が01年から始まり，青の政策の削減，輸出補助金の廃止，輸入関税の削減といった提案がなされた。CAPの中心的施策となった直接支払い（青の政策）は，米国や途上国から標的とされていた。

⑵　改革の内容

a　単一支払いの導入

この改革では，中間見直しという位置づけにもかかわらず，直接支払いに抜本的な変更が加えられた。それまで品目別に分かれていた直接支払いを統合した農場単位の「単一支払い」が05年から導入されたのである（以下，理事会規則1782／2003）。

単一支払いの金額は00～02年における直接支払いの実績により固定され(注16)，生産から切り離された（生産のデカップリング）。何を（かつどれだけ）生産しても支払額は一定であり，生産の決定は市場メカニズムによる。このデカップルされた直接支払いは，WTO農業協定の「緑の政策」であることが意図されていた。

なお，主要畑作物や牛肉など一部の品目については，各国ごとの判断により，所定の割合以内で従来型の品目別直接支払いも並存が認められた（部分的デカップリング）。

さらに，直接支払いの２つの要素（いずれも99年改革で導入）が強化された。まず直接支払いの受給要件であるクロスコンプライアンスの遵守事項は拡充され，環境保全に加えて公衆・動物・植物衛生，動物福祉にまで広がった。これは価格引下げに対する補償として導入された直接支払いを，多面的機能と結びつけて存続させようとするものである。また，モジュレーションは義務化され，直接支払いの５％が農村振興政策へと移転されることになった。

b　中東欧の直接支払い開始

新規加盟国の直接支払いには，簡便な「単一面積支払い」が適用可能となり，かつ当面は支払額が抑制された。

単一面積支払いの金額は，所定の各国予算を農場に面積比例で配分して決まる。この方式は，過去のCAP直接支払い実績を持たない新規加盟国でも算定可能であり，かつ事務負荷も軽減するものであった。

加盟初年度の直接支払いは満額の25％であり，段階的に増額して2013年（07年加盟の２カ国は2016年）以降は満額が支給される（段階的導入）。ただし支払水準が加盟前の各国政府による直接支払いを下回る場合は，各国の負担による追加支払いが可能であり，その場合農業者は早ければ2010年から満額の受給となる。CAP財政による支給が満額に達するまでの間，クロスコンプライアンスとモジュレーションはともに適用

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

除外となった。

加盟当初の支払い水準が抑制された理由としては，高水準の直接支払いにより構造変化が遅れる，あるいは他産業との所得差の変化により歪みが生じる（Commission［2002a，p.6］），またEU加盟により農産物価格は上昇するので，価格低下の補償である直接支払いはなじまない，といった説明がなされた。しかし，予算の制約と各国のEU財政拠出にかかる利害対立も重要な背景であったことは疑いないであろう。

c　市場支持の縮小

市場支持についてもさらに改革が進められた。(注17) 新たに米が改革の対象となり価格が半分に引き下げられた(注18)ほか，酪農部門ではバターの介入価格引下げ幅が10%ポイント上乗せされた。

しかしこれらの改革により，「共通」農業政策はむしろ国ごとの違いが拡大した。デカップリングに各国の裁量が認められた一方，EU全体に適用される市場支持の役割は縮小し，予算の拡大した農村振興政策のプログラムは各国で立案するからである。

さらに03年の改革に続いて04年以降，地中海産品（野菜・果実，オリーブ油，ワインなど）や砂糖の改革が主要農産物の改革に追随して行われた。当該品目は06～09年にかけて単一支払へ統合された。

（注16）支払額の算出方法は各国が歴史的モデルと地方別モデルのいずれかを選択する。前者は個々の農場における過去の受給実績額に基づくのに対して，後者は各地方の支払枠を各農場の面積に応じて配分する。

（注17）理事会規則1785/2003，1782/2003。

（注18）URの約束による輸入関税引下げに対応して，域内価格を引き下げることで価格競争力を維持し，同時に直接所得補償による補てんを実施。

(3)　農村振興政策の改革（05年）

農村振興政策については，現行プログラム（2007～2013年）の立案に先立つ05年の改革により，施策間の関係が整理され，ガヴァナンスの仕組みが整備された（理事会規則1698/2005）。それまでやや錯綜していた種々の施策は，基本的な目標の下に統合された。その上でEUの作成する戦略指針に沿って各国が農村振興戦略を作成し，それに基づいて国ないし地方レベルで農村振興プログラムを作成する仕組みが導入されたのである。プログラムの評価・監視の仕組みも大幅に拡充された。各農村振興プログラムの運営には単一の管理当局が当たることとなった。

このとき，農村振興政策にもクロスコンプライアンスが適用された。また，EU段階における財政は新設の欧州農業農村振興基金（EAFRD）に一元化された(注19)（理事会規則1290/2005）。

新しい制度の下で2007～2013年の農村振興プログラムが作成され，SAPARDの終了した中東欧諸国は通常の農村振興政策に統合された。

（注19）これはかつて60年代前半に，欧州委員会が西ドイツの反対にあって設立を断念した欧州農業構造改善基金（フェネル[1999年，pp. 68-70]）が実現したものとみることもできる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

5　ヘルスチェック

今般のCAP小改革であるヘルスチェックは，欧州委員会07年11月20日付の準備文書と08年５月20日の提案を受けた協議の後，08年11月20日の農相理事会で政治合意がなされ，09年１月19日付でおもな理事会規則が制定された。

ヘルスチェックは03年の改革を進めるとともに，モジュレーションを累進化し，かつ農村振興政策における新たな課題を設定した。世界の農産物需給が逼迫する中で，市場支持は縮小された。

(1)　改革の背景

ヘルスチェックの目的は，第一に03年改革の実施状況を評価することと，第二に必要な調整を行って，政策を簡素化し，新たな市場機会を捉え，新しい挑戦分野に備えることである（Commssion［2008，p.2］）。

アジェンダ2000の次のEU多年度財政計画（2007～2013年）を策定した際，それまでEUへの財政拠出を軽減されていた英国が軽減幅の縮小を受け入れる見返りとして，08～09年にEUの全予算項目を見直すことと，ただしCAPについては既に2013年まで予算額を固定する政治決定がなされていたため，07～09年にヘルスチェックを行うことが決まった。03年改革のような大きな改革にはしないことを明確にするため，あえて中間見直しという呼称は避けられた。

農産物の需給は引き締まっており，またその結果，市場支持は後退していた。07～08年における国際農産物価格の歴史的な高値（平澤[2008]）と，域内における不作によって，既に介入買入[(注20)]や輸出補助金は縮小し，義務的休耕はゼロとなった。そのうえ欧州委員会はエネルギー政策の一環としてバイオ燃料の10％使用義務付け（2020年）を提案しており，実現すれば油糧種子などの原料需要が増加する見込みであった。EUは米国に追随してバイオ燃料による農産物需要の創出へと方向転換しようとしていたのである。こうした状況の下，欧州委員会は世界的な需給逼迫傾向と高水準の国際価格が中期的に継続するという予測を前提として，生産の自由化（市場支持の役割縮小を含む）と収益機会の追求を訴えた。

対外交渉の面では，CAP改革への圧力は弱まる方向にあった。08年７月にジュネーヴでWTOドーハラウンドの閣僚会合が決裂した後，米国を始めとする主要国の国政選挙を控えて交渉は停滞し，08年内における再度の閣僚会合開催も見送られた。また米国では2008年農業法により新たな国内支持措置を導入するなど，WTO対応の遅れが目立った（平澤[2008]）。

（注20）例えば豚肉，デュラム小麦，米については2009年に介入買入が発生しないと見込まれた（理事会規則72／2009の備考（6））。

(2)　改革の内容

ヘルスチェックによるおもな改革は，①デカップリング適用の全般化，②義務的モジュレーションの拡大と累進化および移転

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

される財源の使途（新しい挑戦）の規定，③各種市場支持政策の縮小である。新規加盟国に関する大きな改革はなかった。

a　デカップリングの全般化

直接支払いは2010年（一部品目は2012年）から，原則として全て単一支払いに移行する。[注21][注22] これまでほとんどの加盟国が採用していた部分的デカップリングや，デカップリングされていなかった品目，あるいは残されていたカップル補助金が単一支払いに統合される。

ただし救済措置も設けられた。モジュレーションとは別に，各国において単一支払いの最大10%の用途変更（略称「68条」）が可能であり，[注23] その使途拡大によって最大3.5%までを，デカップリングによる影響の深刻な部門に対する支払いとして用いることが認められた。

b　モジュレーションの強化と新しい挑戦

義務的モジュレーションは２倍に拡大され，高額受給者の累進的減額が導入された。

03年改革で導入された義務的モジュレーションは，直接支払いの受給額に関わりなく５%を農村振興政策に移転するものであった。ただし各農業者の受給額５千ユーロ以下の部分については別途，モジュレーション相当額を追加的補助金として支給する（同12条）ことにより，実質的に免除された。これは既に実質的な累進化への一歩を踏み出していたと見ることもできる。

それに対してヘルスチェックでは，モジュレーションに関する規定の中で，直接支払いが５千ユーロ未満の部分は対象外，５千ユーロを上回る部分については10%，30万ユーロを上回る部分については14%とすることが定められた。これによってモジュレーションによる減額は正式に累進的となり，受給額の区分も３つに増えたのである。ただし高額受給者の累進的減額は，欧州委員会の提案段階においてはより野心的なものであった（第３表）。この提案は大規模経営を抱える英国やドイツからの強い反発に遭い，結局実現した「累進的モジュレーション」は，かろうじて累進的と言える程度にまで縮小した。

また，今回のモジュレーション拡大による農村振興政策の追加的な財源は，直接支払いの減額が発生した国において，[注24]「新しい挑戦」分野に用いられる。[注25]「新しい挑戦」とは，近年EUの重要な政策課題となってきた気候変動，再生可能エネルギー，水資源管理，生物多様性に加えて，生産割当が廃止される酪農部門の支援，およびこれら５分野に関するイノベーションを指している。当該分野にかかる施策については，加

第3表　直接支払いのモジュレーション（減額）

（単位　%）

直接支払い	2008年まで	委員会の提案	理事会規則
1～5,000ユーロ	実質0	0	0
5,000～99,999	5	13	10
100,000～199,999		16	
200,000～299,999		19	
300,000以上		22	14

資料　理事会規則74/2009,1782/2003,欧州委員会のヘルスチェック提案書（COM（2008）306/4）
（注）委員会案および理事会規則は段階的引き上げ後の最終的な水準。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

盟国との共同拠出におけるEU財政からの負担割合が10％ポイント引き上げられた。各国政府は09年６月までに新しい挑戦を取り込んだ改訂後の農村振興プログラムを提出し，2010年から実施する。

c　市場支持の縮小

市場支持については，各種の生産制限が廃止され，介入買入が縮小された。(注26)

（a）　生産制限の廃止

義務的休耕は，需給逼迫を受け既に07／08作物年度から２年続けて休耕率０％で運用されていた動きを受けて廃止された。92年改革以来，穀物供給のおもな抑制手段であった同施策の廃止は，この間における改革の進展と需給環境の変化を象徴している。

牛乳割当はこれまで改革の度に期限を延長されてきたが，今回は03年改革で定められた期限である2015年までで廃止することとなった。また，廃止へ向けた「軟着陸」のため，年１％ずつ生産量の割当を増やす。救済措置として，酪農支援が農村振興政策の新しい挑戦（前述）に加えられたのはドイツの強い主張による。

ジャガイモでん粉の割当制度もヘルスチェックで廃止（2012年）が決まった。残された生産制限であるワイン用ブドウの暫定的新規作付禁止（2015年まで，国ごとに最長2018年まで延長可能）と，砂糖の生産制限（2014／15年まで）の期限が今後延長されない限り，共通市場組織の生産制限は全て廃止となる。

（b）　介入買入の縮小

介入買入は，買入品目の削減，買入数量の抑制と入札の導入によりさらに後退した。

穀物部門においては，市場指向と競争力指向を確保するために，介入買入の位置づけはセーフティーネットに縮小された。これまではトウモロコシ（2009／2010年からゼロ）と米（7.5万トン）を除き無制限であった介入限度数量が，普通小麦以外の品目すべて（デュラム小麦，大麦，トウモロコシ，ソルガム）につき2010／2011年からゼロに設定された。小麦についても従来の基準価格による買入は300万トンまでに制限される。ただし全ての品目について，入札による追加の買入は可能である。

乳製品についてはバター３万トン，脱脂粉乳10.9万トンの介入限度が設定された。いずれも入札による追加の買入が可能である。従来はこれと同じ数量を超えた場合に入札の可能性があると定められていた。

豚肉の介入買入は，実績がないことから不要との理由で廃止された。

これら以外の介入買入対象品目である牛肉の介入買入は入札によっており，砂糖の介入買入期間は既に09／10年までとなっている。したがって，改革実施後における介入買入の対象は，追加の買入がない限り普通小麦，牛肉，バター，脱脂粉乳の４品目，そのうち買入価格として基準価格が適用されるのは牛肉を除く３品目となる。

新規加盟国に関しては，単一面積支払い

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

の適用期限が2010年から2013年まで延長された。直接支払いの水準に対して新規加盟国は不満を有しているが，議論は先送りとなった。

（注21）原材料の内外価格差を補てんするための加工業者向け補助金も，廃止して単一支払いに振り替えられる。部分的デカップリングの継続が認められる例外は繁殖雌牛や羊肉・山羊肉など。

（注22）以下，直接支払いについてはおもに理事会規則73／2009および1782／2003による。

（注23）農業の部門間・地域間における再分配の機能を有する。牛乳割当廃止の対応に使うこともできる。従来は農村振興政策に近い性格の各種施策（環境保全，品質改善，マーケティング）のみが含まれていた（理事会規則1782／2003の69条）。ヘルスチェックの検討過程では「69条」の略称で呼ばれた。なお，第１の柱の中での措置であるため，農村振興政策のような加盟国の共同拠出や，監視・評価システムは不要である。

（注24）この規定によって加盟国間の再分配機能を無くした。従来の義務的モジュレーションによる移転財源は，８割を発生国で用いる，つまり２割は加盟国間で再分配が可能であった。

（注25）新しい挑戦についてはおもに理事会規則74／2009による。

（注26）以下，おもに理事会規則72／2009および1234／2007による。

⑶　ヘルスチェックの位置づけ

市場支持の縮小は92年以来の改革を進めた帰結であり，デカップリングの全般化とモジュレーションの拡大は03年改革の徹底である。このようにヘルスチェックはこれまでの改革を徹底する性格が強くその意味で大きな改革ではないが，その意義は小さくない。一方，ヘルスチェックにおける改革の新しい要素は，モジュレーションの累進化と，新しい挑戦の導入である。この２つはいずれも今後大きな意味を持つようになる可能性がある。

デカップリングの全般化によって直接支払いは緑の政策への移行が完了する。WTO交渉や米国の農政改革が遅れているため，CAPのWTO対応は一歩先んじた状態となった。また，市場の動向に応じて生産の反応がより弾力的となる見込みであり，その効果が注目される。

モジュレーションの拡大は第１の柱から第２の柱へのシフトをより明確なものとしたが，一方で加盟国間の再分配機能は上述の通り抑制されてしまった。

累進的モジュレーションは将来の改革に少なからず影響を及ぼす可能性を有している。実は大規模経営への補助金削減は，少なくとも92年改革の構想（前述）以来，99年改革，03年改革においても欧州委員会が繰り返し提案してきたものである。本来モジュレーションとは，大規模経営など支援を必要としない農業者に対する直接支払いの減額・停止と，支援を必要とする農業者への手厚い配分，つまりは所得の再分配を意図している。農村振興政策への移転に加えて累進的減額が導入されたことにより，モジュレーションの性格はより欧州委員会の意向に沿ったものになった。これまでの改革の経緯から分かるように，一度導入された改革は往々にしてその後拡充される。この点で欧州委員会は実に粘り強いので，今後の展開が注目される。

「新しい挑戦」は，まだ今のところ農村振興政策への付け足しの感が否めないものの，これらの分野への取組みを法令で位置づけた，つまりCAPの政策目標に修正が加えられた点に意義があると思われる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

市場支持の縮小については，決定された時点で既に，欧州委員会提案の前提が損なわれていた。世界的な金融危機と景気後退，作況の回復により農産物の国際価格が大幅に低下した一方，バイオ燃料の使用義務付け案は食料を原料とすること等への批判を受けて修正され，原料農産物の需要増加も不透明になったのである。値下がり後の価格水準もなお06年以前に比べれば依然として高く，欧州委員会の見通しはある程度当たっているものの，乳製品についてみれば，EUは09年になって輸出補助金を再開し，(注27) 介入買入も拡大する見込みである。歴史的な高価格とバイオ燃料に対する期待を捉えて市場支持の縮小を進めただけに，もし今後さらに需給が緩和すれば，緊急介入が発動される可能性もある。

（注27）2013年までに輸出補助金を全廃する方針は維持している。

まとめ

(1) 改革の要因と考え方

92年改革当時の最大の問題は過剰生産であったのに対して，需給バランスの改善とともに，当初は第２の問題であった対外通商交渉や，新たな課題である中東欧へのEU拡大，環境保護など市民社会からの関心へと改革のおもな要因は変化してきた。

さらに最近では，WTO交渉の停滞などから通商交渉の面でも改革を急ぐ必要は薄れている。その一方で中東欧諸国のCAPへの最終的な統合は差し迫った課題であり，新しい挑戦にも見て取れるように市民社会からの要請も拡大している。

その間の一貫した考え方は，市場指向の手法により競争力を強化しながら，同時に農家の所得と多面的機能を確保しようというものである。

(2) CAP改革の特徴

92年以来の改革における施策の変遷をみると（第４表），今後のCAP改革を占うのに有用と思われる３つの特徴が指摘できる。

第一に，CAP改革の流れには一定の方向がある。次期改革もその延長線上にある可能性は低くはないであろう。すなわち，第１の柱（市場・所得支持政策）は全体として縮小する中で，市場支持から直接支払いへの移行が続く。市場支持の施策はより市場指向のもの（入札，民間貯蔵助成）に移行し，直接支払いは単一支払い（デカップリング）へと移行しつつ，第２の柱への財源移転を進める。第２の柱（農村振興政策）は財源移転を受けて拡大しつつ，内容の多様化と統合が進む。

第二に，CAPの改革は長い時間をかけて漸進的に進んできた。大きな政策の転換があってもその実施は段階的に進められ，何らかの緩和措置が設けられてきた。

第三に，当初小さな変更であったものも次第に大きな変革へと発展する場合がある。モジュレーションの累進的減額による高額受給の抑制や，新しい挑戦として新たに指定された政策分野が今後どのような展

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第4表　92年以降におけるCAP改革の概要

				1992年改革（マクシャーリー改革）	1999年改革（アジェンダ2000）	2003年改革（中間見直し）とその後	2008年（ヘルスチェック）
第一の柱	おもな改革品目の追加			穀物,牛肉	酪農	米（04年以降に地中海産品や砂糖の改革）	
	市場支持政策						単一CMO
		価格支持	穀物	介入買入価格△35%	介入価格△15% ライ麦廃止	米の介入価格△50%	介入限度（小麦以外はゼロ,追加買入は入札）
			牛肉	介入価格△15%	民間貯蔵助成（基本価格は従前の△36%水準）,介入価格△55%		
			酪農		06年介入価格バター△15%,脱脂粉乳△15%	→△25%（07年） →同左	介入限度明確化
		生産制限	義務的休耕（自発的休耕88年～）	導入（当初15%,毎年変更）	10%で固定（2007年6月末まで）	2007年7月より0%で運用	廃止
			生乳割当（84年～）	延長（2000年3月末まで）	延長（2008年3月末まで）	延長（2015年3月末まで）	廃止（2015年3月末）
	直接支払い			直接所得補償（→青の政策）	穀物の補償は値下げの2分の1		
		クロスコンプライアンス			導入	→強化	→簡素化
		モジュレーション			導入	→義務化	→拡大, 累進化
		単一支払い				05年導入（主要品目,部分適用）（緑の政策）	→全般化
			単一面積支払い			段階的導入	→延長（2013年まで）
第二の柱	農村振興政策			構造政策,農業環境政策	農村振興政策への統合,SAPARD	プログラミングの改革（2005年）	新しい挑戦

資料　理事会規則, 欧州委員会文書などにより作成
（注）　色網掛けは各CAP改革以外の動き。

開を辿るのかが注目される。

＜引用文献＞

・小林勝訳（2009）『リスボン条約』御茶の水書房
・是永東彦（1994）「マンスホルトからマクシャーリーへ：EC共通農業政策の軌跡」『ECの農政改革に学ぶ』21-120頁，農山漁村文化協会
・平澤明彦（2008）「米国2008年農業法：バイオ燃料と農産物価格高騰への対応」『農林金融』９月号，49-58頁
・フェネル,ローズマリー（1999）『EU共通農業政策の歴史と展望：ヨーロッパ統合の礎石』，食料・農業政策研究センター国際部会
・Agra CEAS Consulting（2003）, *Economic Evaluation of Agenda 2000*, Final Report for DEFRA.
・Commission of The European Communities（Commission）（2008）, Proposal for a Council Regulation, COM（2008）306/4
・――（2002a）, *Enlargement and Agriculture: Successfully integrating the new Member States into the CAP*, Issues paper, SEC（2002） 95 final, Brussels.
・――（2002b）, *Mid-Term Review of the Common Agricultural Policy*, COM（2002）394 final.
・――（1991） *The Development and Future of The Cap - Reflections Paper of The Commission*, COM/91/100 final.
・European Commission （1997）, *Agenda 2000 - For a stronger and wider Union*, Document drawn up on the basis of COM（97） 2000 final, Bulletin of the European Union, Supplement 5/97, 15 July.
・European Commission - Directorate General for Agriculture（DG VI）（1998a）, *Agricultural Situation and Prospects in the Central and Eastern European Countries: Czech Republic*.
・――（1998b）, ――: *Romania*.
・――（1998c）, ――: *Hungary*.
・――（1998d）, ――: *Poland*.
・――（1998e）, ――: *Summary Report*.

（ひらさわ　あきひこ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/